（第6号様式）

請　　求　　書

**(選挙運動用自動車の使用)**

公職選挙法施行令第109条の４第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和　　年　　月　　日

宮城県知事　　　　　　　　　　　　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(電話番号)

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　内訳　　別記請求内訳書のとおり

３　令和　年　月　日執行　　衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第　　　　　　区

４　候補者の氏名

５　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | |  |
| 口座名 |  | | |

備 考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の１７第1項第4号若しくは第36条の１８第1項第３号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、宮城県に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。